

認知症の人と家族の 支援ガイドブック

2019年3月
鳥栖地区
広域市町村圏組合



目次

★なぜあなたに認知症のことを 知ってほしいのか	2	●認知症になったときの社会支援について	
●認知症の知識と対応について		7 就労支援	16
1 認知症になるとどんな症状がでるのか	3	8 障害者サービス	17
2 認知症になるとどうなるの?	4	9 その他の保障・サービス	20
3 認知症はどうして起こるのか	6	10 介護保険制度	24
4 若年性認知症について	8	★認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)等の所在地図	32
5 本人と家族のサポートのために	10	11 相談窓口一覧表	34
6 医療機関への受診について	13		

なぜあなたに認知症のことを知ってほしいのか

超高齢社会を迎えた日本では、誰もが認知症になるか、認知症の人にかかわる可能性があるからです。



「年をとっても、認知症にだけはなりたくない」
そう思いませんか？

認知症は高齢期に最もかかりやすい病気の一つです。

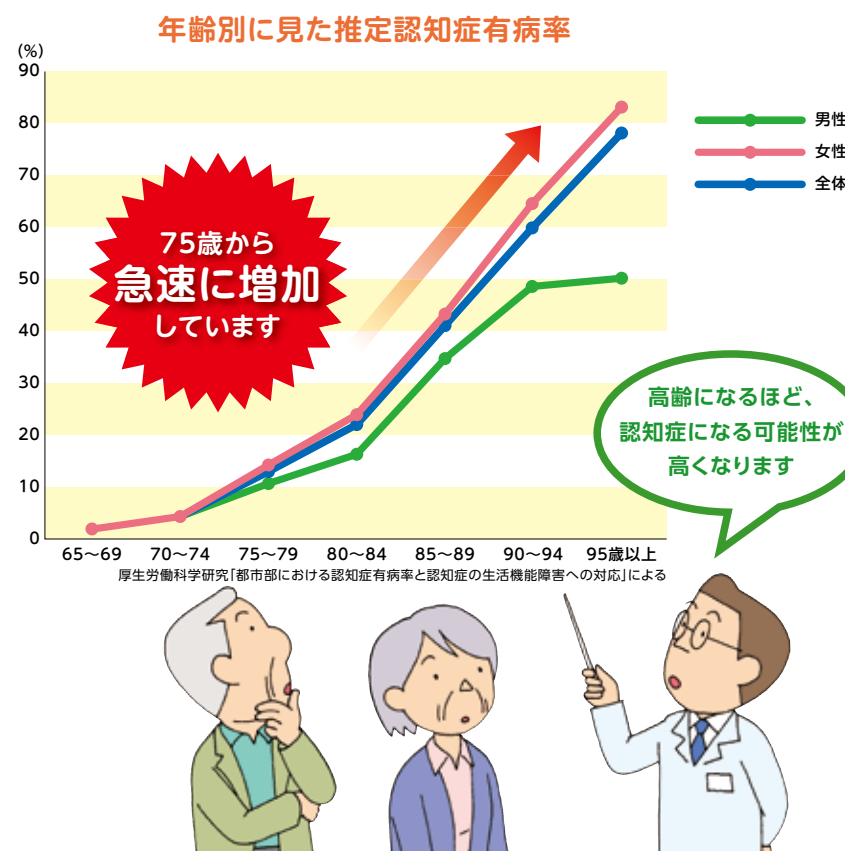
日本人の平均寿命は世界のトップレベルで、長生きすると誰もが認知症になるか、認知症の人にかかわる可能性は高くなります。

少子高齢化で家族の形も変化して、高齢期を一人や夫婦のみで暮らす人が増えており、認知症になった時、家族だけでサポートするには限界があります。

家族とよい関係を保ち、認知症の人が残された能力で、地域でいきいきと生きていくためには、いろんなサービスを知り、活用することが大切です。

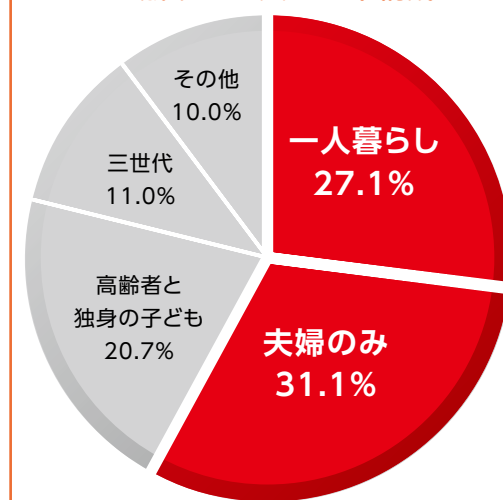
多くの人が長寿を迎え、高齢期を安心して過ごすために、「医療」や「介護・福祉サービス」、「地域のみんな」で助け合い、支え合うことが必要になってきています。

あなたやあなたの大切な人のために、この冊子がお役に立てば幸いです。



認知症の人を社会で支える時代に

65歳以上の人の世帯構成



内閣府「平成30年版高齢社会白書」による
* 原典に基づき合計が100%になっていません。

☆「障害」を「障がい」と表記する個人・団体もありますが、このガイドブックでは「障害」と表記させていただきます。

1 認知症になるとどんな症状がでるのか

認知症の症状には「中核症状」と、「BPSD※」と呼ばれる「行動・心理症状」があります。

中核症状はほぼ共通しますが、行動・心理症状は本人の性格や周囲の環境、接し方、身体の状態などが影響して生じるため、人により症状は異なります。

※BPSD: Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia (認知症に伴う行動・心理症状)

行動・心理症状は周囲の対応によって変わる

認知症の「中核症状」は、脳細胞が死んだり働きが悪くなった結果起こる症状です。

二次的な症状である「行動・心理症状」は人により異なり、治療や周囲の対応の仕方、環境の整え方で改善が期待できます。

中核症状と 行動・心理症状

脳の機能の低下



中核症状

- 記憶障害** ついさっきのことを忘れる
- 見当識障害** 日時や場所、人などがわからなくなる
- 失行** 服などを自分で着られなくなる
- 失語** うまくしゃべれなくなる
- 実行機能障害** 料理などができなくなる
- 判断力障害** 難しい話がわからなくなる など



本人の 性格や素質



ストレスの 多い生活環境や 人間関係など



行動・ 心理症状 (BPSD)

行動症状

徘徊／暴言・暴力／
抵抗／活動量の低下／
不潔行為 など

心理症状

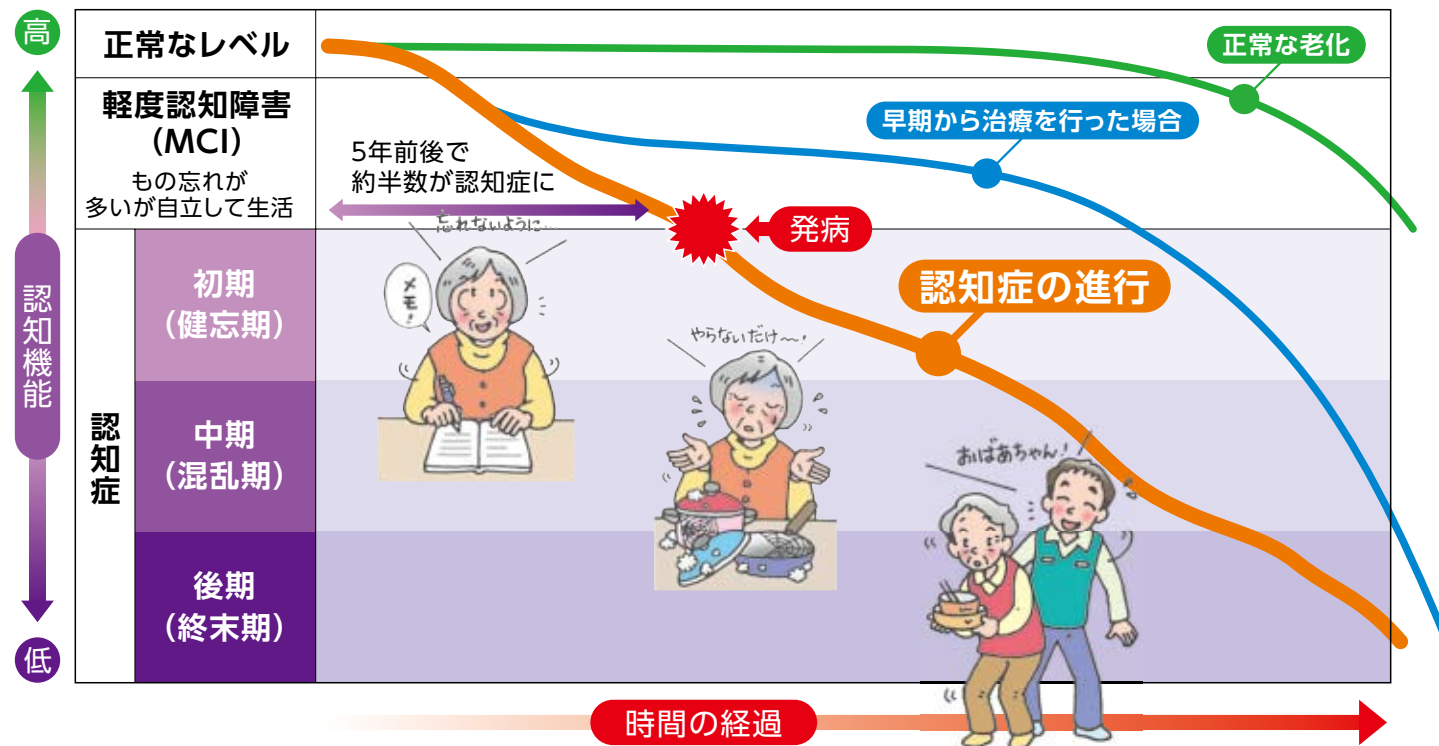
不安／焦燥感／うつ状態／
睡眠障害／興奮／依存／
妄想 など



2 認知症になるとどうなるの？

認知機能(脳の働き)の低下にともない、自立した生活が困難になっていきますが、喜びや悲しみの感情など、ずっと残る能力もあります。

代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症の進行の例※



認知症の症状の例 (主な認知症の特徴⇒P.7 参照)

	中核症状	行動・心理症状(BPSD)
初期 (健忘期) の症状	●食事など前後の事を忘れる(記憶低下) ●言葉がでない(失語) ●料理など手順を踏んだり、複数の作業ができない(実行機能障害)	●趣味などやる気が出なくなる ●不安が強くなる ●「ものを盗まれた」などと言うようになる ●性格が変わる(頑固・自己中心的になる) ●事実ではない作り話をするようになる
中期 (混乱期) の症状	●時間や場所がわからない(見当識障害) ●服を着るなどの行動ができない(失行)	●ひとり歩きで道に迷うことが多くなる ●妄想などが多くなる ●すぐ興奮するようになる
後期 (終末期) の症状	●家族の顔や使い慣れた道具がわからない(失認)	●表情が乏しくなる ●拒食や過食になる ●尿や便の失禁が多くなる ●寝たきりになる

※認知症により進行の仕方は異なりますが、時間の経過とともに重症化していくことは共通しています。

『家族が認知症と診断されたら読む本』(朝田隆著・日東書院)、『新しい認知症ケア 医療編』(河野和彦著・講談社)などをもとに作成

理想は軽度認知障害(MCI)での対処

軽度認知障害(MCI)は認知症ではありませんが、「正常な状態から認知症を発症するまでの中間的な時期で、年齢と比べてもの忘れなど記憶力の低下は見られますが、日常生活を続けることが可能な状態」です。

軽度認知障害(MCI)を放置すると、5年間で約40%の人は認知症に進行すると言われています。

早期に軽度認知障害(MCI)に気づき、対策を行う事で症状の進行を阻止することはとても大切です。

次のような、気になる症状があれば勇気を出して医療機関を受診してください。

初期の認知症の症状

☒
もの忘れが増えた

☒
日付や曜日がわからない

☒
簡単な計算ができなくなった

☒
テレビのドラマの内容が理解できなくなった

☒
料理や家事などがてきぱきできなくなった

☒
話しかけられると今までしていたことを忘れてしまう

☒
今まで楽しかったことへの意欲がなくなった

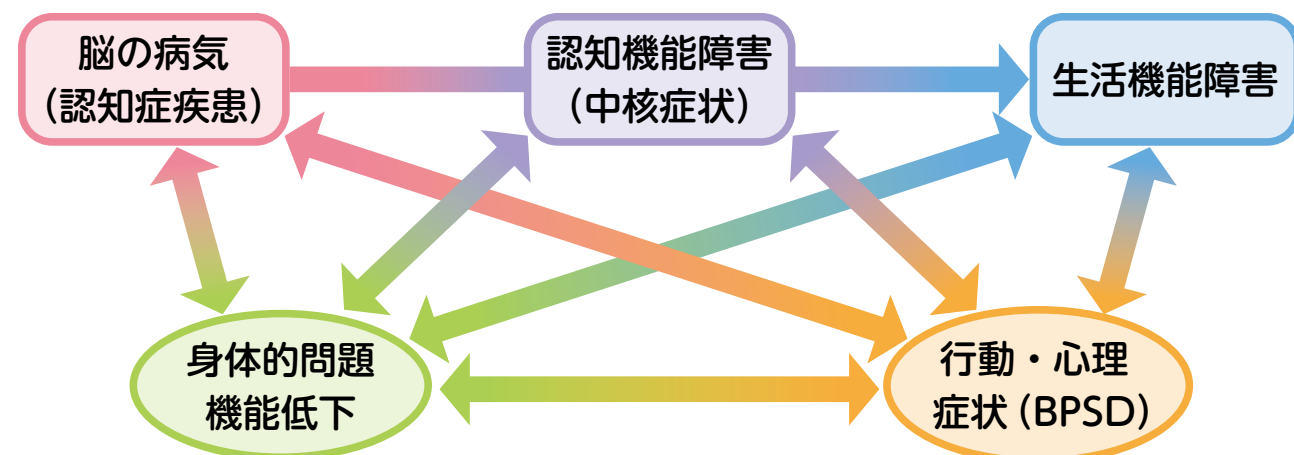
いくつかの項目にあてはまるようでしたら、認知機能が衰えている可能性があります。

3 認知症はどうして起こるのか

1 認知症の一般的特徴

認知症は、脳の病的変化(器質的障害)によって、一旦発達した知的機能(認知機能)が、日常生活や社会生活に支障をきたす程度まで、持続的に障害された状態、と定義されています。

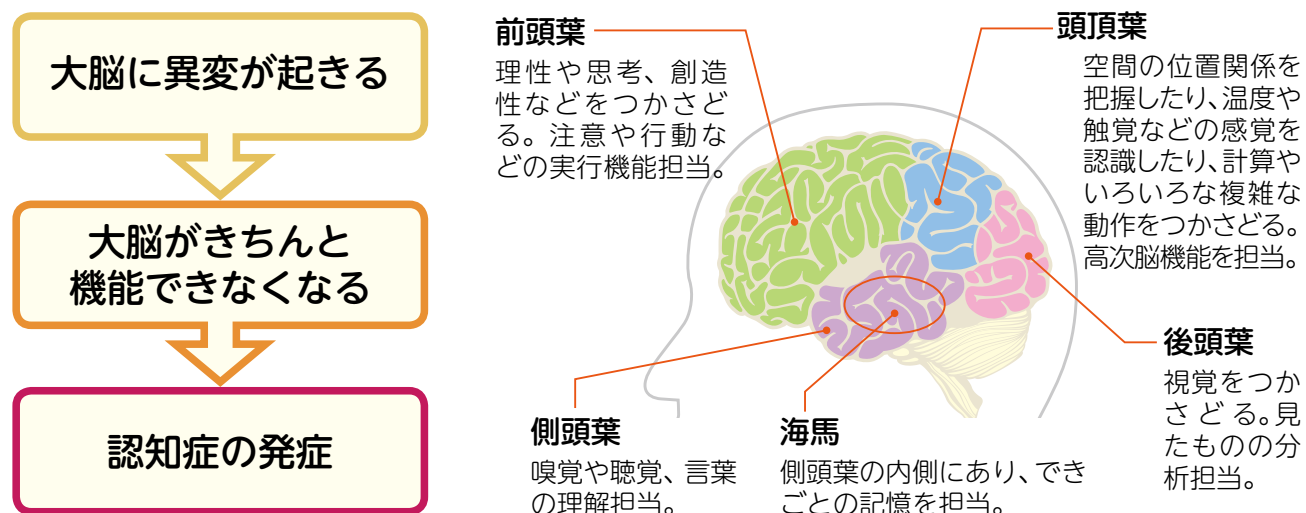
認知症では、「脳の病気(認知症疾患)——認知機能障害——生活機能障害」という軸を中心に、さまざまな「身体的問題」と、さまざまな「行動・心理症状」が認められます。これらの個々の障害は、相互に影響を及ぼし合いながら、本人の性格、生活歴、周囲の環境、身体の状態などにより、ひとりひとり違った複雑な症状となります。



身体的問題があると精神的問題が悪化し、精神的問題があると身体的問題が悪化するという悪循環を形成する

2 異変が起きる部位によって症状が異なる

脳は私たちの意識をつかさどり、五感(視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚)を感じ、手足など体を動かす中枢です。脳細胞が変性したり、血管が詰まるなどして脳細胞が大量に減少したり、正常に働かなくなると、記憶や計算、判断などができなくなってしまいます。部位によって担当する機能が異なるため、脳のどこがどのように侵されるかによって症状が異なります。



3 主な認知症の特徴(これらがすべて出現するわけではありません)

アルツハイマー型認知症

- ゆっくりと進行します。
- 病気が進むと、病気だという意識が薄くなる人もいます。
- 昼間に外出して、道に迷ったりします。
- 嗅覚が衰えやすく、腐ったものに気づかないこともあります。
- 事実と異なることを話すことがあります(作話)。



レビー小体型認知症

- 子どもや動物、昆虫など、生々しい幻視があらわれます。
- 手足の動きがにぶくなり、筋肉が硬直し、動きが減ります。
- 歩行が小刻みで、転びやすくなります。
- 初期にはもの忘れが目立ちません。
- 睡眠中に大声を上げたり、ばたばたしたりします。



血管性認知症

- 高血圧など動脈硬化の危険因子を持つ男性になりやすいです。
- 手足のマヒなどの運動障害が起こることがあります。
- 気分が落ち込んだり、意欲の低下が見られやすくなります。
- 泣きやすくなるなど、感情の制御がしにくくなります。
- 初期にはもの忘れの自覚があります。



前頭側頭型認知症

2015年
指定難病認定

- 理性をつかさどる前頭葉が侵されるので、子どものように行動に制御が利かなくなり、万引きや交通違反などがみられることもあります。
- 興味・関心がなくなると、話の途中で立ち去ります。
- 同じ行為を繰り返したり、不潔をいとわなくなります。
- 50歳代くらいから発症することがあります。



4 若年性認知症について

18歳以上65歳未満で発症する認知症を総称した言い方です。症状としては、行動・心理症状が老年期より大きな問題となります。

高齢者の認知症とはどう違うのですか？

発症年齢が若い

平均の発症年齢は51歳ぐらいです。



男性に多い

女性が多い高齢者の認知症と違い、男性が女性より少し多くなっています。



体力があり、ボランティアなどの活動が可能である



今までと違う変化に気がつくが、受診が遅れる

更年期かな？



経済的な問題が大きい

働き盛りで一家の生計を支えている人が多く、休職や退職により、経済的に困窮する可能性があります。



主介護者が配偶者に集中する

高齢者の場合は、配偶者とともに子ども世代も介護を担うことが多いのですが、若年性認知症の世代では、子どもはまだ若く、場合によっては未成年であり、介護者は配偶者に集中しがちです。

時に複数介護となる

若年性認知症の人やその配偶者の親世代は、要介護状態になるリスクが高い世代であり、時に複数介護となることもあります。

介護者が高齢の親である

子どもが若年性認知症になると、高齢の親が介護者になることもあります。



家庭内での課題が多い

夫婦間の問題、子どもの養育、教育、結婚など、親が最も必要とされる時期に、認知症になり、あるいは介護者になることは、家庭内に大きな問題を引き起こします。

若年性認知症の相談窓口

若年性認知症は65歳未満のいわゆる現役世代で発症する認知症です。

原因は様々ですが、家庭や社会で中心的な役割を果たしている方が多いため、本人や家族が社会的・経済的・家庭的な問題を抱えるなど、高齢者の認知症とは異なる影響があります。

佐賀県若年性認知症支援センター

相談時間：月曜日～金曜日 10時～16時 ※祝日・年末年始は除きます

相談方法：電話相談・来所相談(要予約)：訪問相談(要予約)

相談料：無 料

住 所：佐賀市神野東2丁目6-1 佐賀県在宅生活サポートセンター内

電話番号：0952-37-8545

■ 若年性認知症の人が利用できる社会支援 ■

かかりつけ医・専門医

地域包括支援センター

介護保険サービス

障害者相談支援センター

障害者職業センター

日常生活自立支援事業

成年後見制度

障害者就労継続支援

在職中に専門病院を受診しましょう

自立支援医療（精神通院医療）

障害年金（国民年金・厚生年金）

高額医療・高額介護合算制度

生活福祉資金貸付制度

高額療養費制度

精神障害者保健福祉手帳

高額介護サービス費

税金の控除

特別障害者手当

傷病手当金

国民年金保険料の免除

雇用保険（失業給付）

生命保険や住宅ローンなど

その他（公的制度に基づかないサービスなど）

5 本人と家族のサポートのために

家族が認知症になったとき、認知症の人である本人はもちろん、家族も苦しみを抱えています。地域の人などまわりの人が、それぞれの苦しい気持ちを理解することがサポートのためにも大切です。

1 自分の状態を把握するのは高度な能力

認知症は、記憶や計算といった誰もが理解しやすい認知機能だけでなく、自分の状態を把握する能力・行動を監視する能力などが低下することもあります。そのため、周囲の人が困惑するような言動が増え、人間関係を悪化させることがあります。

健康な人

●自分が何を知っていて何を知らないか、何ができて何ができないかが把握できる。

記憶力が低下したときはメモ帳を使うなど対応策ができる。



認知症の人

●自分が忘れる、できないという状態を把握できない人もいる。

忘れたのではなく「盗まれた」、できないのではなく「やらないだけ」と主張する。



2 不思議な行動はなぜ起こる?

認知症が進むと、押し入れに食べ物をしまったり、汚れ物を引き出しに入れたりするなど、不思議な行動が目立つことがあります。

これは、冷蔵庫や洗濯機がわからなくなり、本人なりに対処しようとした結果と考えられます。

おかしい行動を注意しても効果がないだけでなく、本人とけんかになったり、追いつめるだけで、よくない関係の悪循環に陥ってしまいます。

おかしい行動には、その人なりの理由があり、その理由を知るために、その人が生きてきた歴史を知ることが、解決の一助になったりします。

責めるのではなく、できる事を探し褒め、一緒に喜んだりすることが大切です。

認知症の人の状態を理解し、笑顔で交流できるよう工夫してみましょう。



3 行動・心理症状の悪化がトラブルの原因となりやすい

行動・心理症状が悪化すると、本人も周囲の人にもつらい思いをすることが多いです。認知症の人の特徴や接し方を知らず、認知症の人の心を傷つけてしまうことなどにより、行動・心理症状を悪化させてしまうことがよくあります。

認知症になったときは、本人が治療を開始・継続することが大切ですが、周囲の人にも認知症について学ぶことが必要です。認知症の人への接し方を変えたり環境を整えることで行動・心理症状を穏やかにすることは、本人や周囲の人が認知症とともに生きていくうえで、とても重要なことです。

本人との対話を重視する姿勢が大切

認知症の人の生きてきた歴史を知り、一生懸命に生きようとしている「一人の人間」と認めることが大切です。

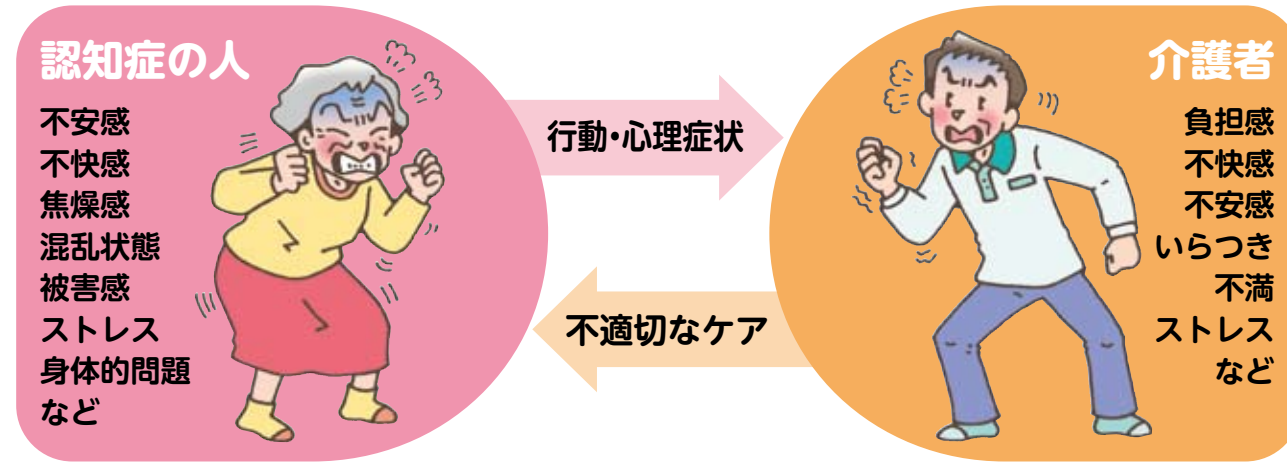
忘れていいし、できなくていい、そのままでよいと本人を受け止め、できないことを責めるのではなく、できた事をほめたり、一緒に喜んだりすることが大切で、何か役割がある生活環境に整えることで、落ち着いた生活につながることもあります。



4 関係がよくない悪循環の例

認知症について理解していないと、「何度言ったらわかるの」「どうしてそんなことをするの」など認知症の人を傷つけたり、怒鳴ったりしてしまいます。

そうすると、認知症の人は追い詰められ、行動・心理症状(P.3参照)がよりひどくなったり、認知症の症状が悪化し、悪環境を招くことになってしまいます。



『家族が認知症と診断されたら読む本』(朝田隆著・日東書院)をもとに作成

5 認知症の人はどんな気持ちでいるのか

記憶が欠落して病識がなくとも、ほとんどの人は認知症の初期には自分に何か異変が起きていることには気づいていると考えられます。そのため、次のような気持ちになっていることが多いようです。

不安で孤独だ

「自分に何が起きているのだろう」「この先どうなるのだろう」

情けない、屈辱だ、悔しい

「何でこんなことができないのか」「バカにされた」「以前は自信をもっていたのに」

迷惑をかけている、役に立ちたい

「家族に申し訳ない」「今までのように役に立ちたい」



認知症の人は不安や孤独を感じ、大きなストレスを抱えています。そこにきつい言葉や対応があると、さらに傷つき、混乱し、認知症の進行も早くなってしまうのです。

6 本人・家族同士の交流の場を

家族の会など、同じ立場にある本人や家族同士が知り合う場に参加することは、経験者しかわからない体験や気持ちを共有したり、互いに励ましあって過ごしたり、介護や生活の工夫などの情報を交換するなど助けとなります。

▶「佐賀県認知症コールセンター」の電話相談 0952-37-8545(詳細はP.37)

7 民生委員などの協力を

各市町には、必要に応じて生活状態を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスの情報提供などの援助を行う民生委員が委嘱されています。ひとり暮らしや老老世帯の見守り、相談などの支援も役割のひとつです。民生委員からさまざまな社会的なサポートにつなげることもできます。

6 医療機関への受診について

1 認知症は早期の発見が大切です

もの忘れは多いが自立して生活(軽度認知障害=MCI)詳細はP.4

認知症は早期の発見と診断がとても大切な病気です。完治が難しい病気とされていますが、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

早期発見による3つのメリット

メリット

1

症状の改善が期待できる

認知症の原因になる病気は様々ですが、早期に発見し早期に治療をはじめることで、改善が期待できるものがあります。

メリット

2

進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うこと、よって、その進行を遅らせることができる場合があります。

メリット

3

事前に様々な準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。

2 受診する医療機関

専門診療科としては、心療内科・精神科・神経内科・老年科などがあります。最近では、「もの忘れ外来」として診療しているところもあります。どこを受診していいかわからなかったり、受診がためられるときなどは「かかりつけ医」に相談しましょう。



3 受診のポイント

- 病院嫌いの人などは、できれば予約して事前に医師に情報を伝えておき、当日さりげなく健康診断の延長として誘い受診する。
- 介護者が「私の健康診断に付き合ってください」とお願いする。
- 信頼感をもっているかかりつけ医に、「知り合いのよい先生を紹介しましょう」と専門医への受診をすすめてもらう。
- だるさ、腹痛などの身体症状を訴える時には、受診を納得させやすい。
- 普段の様子を知っている人と、日頃顔を合わせない息子や娘など2人に付き添ってもらい受診する。
- 本人の様子や変化を記録し、受診時に持参する。
- 告知の方法について、事前に医師と相談しておく。
- 本人が同席の場合、出来るだけプライドを傷つけないように、本人の行動や症状などのプライベートな内容を医師に伝える場合はメモ等で渡す。



チェックポイント

- ▶最初の異変は少しずつ出てきたのか、突然に出てきたのか?
- ▶もの忘れは、日常生活に支障をきたすほどのものか?
- ▶本人のこれまでの病気や内服中の薬について

4 「薬物療法」「非薬物療法」「ケア」が治療の3本柱

日本人にもっとも多いアルツハイマー型認知症は、中核症状を押さえる薬が4種類あり、本人の病状によって、単独または併用で使用されます。

薬剤は、管理と副作用に注意することも必要です。

■アルツハイマー型認知症の治療薬

商品名	効能・効果	副作用
アリセプト® (塩酸ドネペジル)	アセチルコリンの分解を抑え、神経細胞間での情報を伝わりやすくする。	吐き気・嘔吐・食欲不振・下痢・興奮・せん妄など
レミニール® (ガランタミン)	作用はアリセプトと同様。比較的、長時間の効果が期待できる。	吐き気・嘔吐など
イクセロン・リバスタッチ® (リバスタグミン)	作用はアリセプトと同様。パッチの貼り薬のため、嚥下障害の人や、日付をパッチに書く事で記憶障害の人にも使いやすい。	かゆみ・発疹・胸の痛み・頭痛など
メマリー® (メマンチン)	神経細胞の興奮死を防ぐため、グルタミン酸の働きを抑え、他の3種と併用できるほか、興奮やイライラなどの行動・心理症状を押さえる働きもある。	めまいや便秘など過剰摂取で活動性の低下

非薬物療法

認知症は、脳の神経細胞を刺激する行動を取り入れ、楽しさや喜びを感じることで、悪化を防げます。また、ストレスを軽減した環境では、認知機能の回復や行動・心理症状(BPSD)の改善がもたらされることがわかっています。

◆代表的な非薬物療法

アロマセラピー



植物から抽出した精油(アロマオイル)の香りをかぐことで健康や美容に役立てる療法です。行動・心理症状を穏やかにすることが期待できるほか、アルツハイマー型の中核症状にも高い効果を見込めます。

アルツハイマー型では、早い段階から嗅神経が障害を受けます。香りの刺激はこの嗅神経を再生させ、嗅神経と直結している海馬の神経細胞の働きを回復させる可能性があります。

園芸療法



植物を育てる喜びや達成感による意欲の向上や、指先を動かすことによる注意力・集中力の向上などを期待できます。

また、見たこと・感じたことを自分なりの作品として制作する創作活動につながれば、さらに脳が刺激され認知症の予防効果が高まるほか、興奮やイライラなどの行動・心理症状を抑える働きも高まります。

回想療法

人生を振り返り、昔の出来事を思い出すことで、いきいきと過ごしていた過去を再認識し、心の安定や自尊心の向上を図る方法です。



音楽療法

音楽を聴いたり、歌ったり、簡単な楽器を演奏することで心身の安定を図る方法です。



ケア(介護)

家族や介護施設によるサポートやコミュニケーションは、認知症の進行を遅らせる大きな力であり、欠かすことができません。

認知症の人の心を傷つけないように、恥をかかせないように、尊厳が守られるように接することが大切です。

症状にあったケアを工夫していきましょう。



治る病気や一時的な症状の場合がある

治療で改善する場合として、脳腫瘍や甲状腺機能低下症などがあり、また薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状がでる場合もあります。

しかし治る認知症であっても、長期間放置すると治る可能性は低くなります。

認知症の早期発見には、毎日一緒に暮らしている家族の「気づき」が大切です。

ちょっとした変化を見逃さず、「おかしい」と思ったら、できるだけ早い時期に専門機関に相談してください。

代表的な“治る認知症”

- 甲状腺機能低下症
- 正常圧水頭症
- 慢性硬膜下血腫
- 脳腫瘍
- 薬の副作用 など

5 病気の告知

検査結果や治療方針とあわせ「病名告知」については、主治医と十分に相談しましょう。若年性認知症の初期の場合、自分の症状を認識しやすく、社会的、経済的に生活への影響が生じやすいため、本人の気持ちが重要となります。また今後の生活をどのように支援していくか、主治医を中心にしっかりと話し合う必要があります。



6 医療費について(高額療養費制度)

相談窓口 P.34参照

高額療養費制度とは、同じ月内の医療費の自己負担額が、一定額(自己負担限度額)を超えて高額になった場合に、保険者に請求すると、自己負担限度額を超えた額について、払い戻される制度です。事前に手続きすれば、自己負担限度額を超えている分については、医療機関に支払う必要がなくなります。自己負担限度額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じて決まります。



7 就労支援

相談窓口 P.35参照

働き盛りの年代は、認知症を発症すると就労継続が深刻な問題となります。職場に病気であることを話し理解を得ながら、病状に適した部署に配置してもらうなどの相談をしましょう。本人の意欲があれば、できる限り就労を継続することが望ましいですが、休業中や退職となってしまった場合でも、傷病手当金や雇用保険の申請を行うなどの経済的支援策を活用しましょう。

1 傷病手当金

傷病手当金とは

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのため会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される制度です。



傷病手当金が受けられるとき

被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あった上で、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

***会社で加入している健康保険に入っていることが前提です。**

2 雇用保険

●雇用保険とは

労働者が何らかの理由で失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するために、国が運営する雇用に関する保険事業です。

失業された方や教育訓練を受ける方に対して、失業等給付が支給されます。

重要な点は、「再就職」が前提ということです。再就職の意志がない場合は保険給付を受けることができません。



☆会社で加入している雇用保険に入っている(いた)ことが前提です。

8 障害者サービス

1 精神障害者保健福祉手帳

相談窓口 P.34参照

精神障害のある(認知症は、脳の器質的精神疾患として精神障害に該当します)方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳により自立して生活し、社会参加するための様々な支援が受けられます。手帳の等級は、1級、2級、3級の3段階があります。

☆手帳には2年間の有効期限があり、2年ごとに更新の申請をする必要があります。

対象者

- 精神障害のため、日常生活や社会生活への制約がある方。
- 入院・在宅による区別や年齢制限はありませんが、初診から6か月を経過していないと申請できません。

手帳交付により受けられるサービス

税制・その他の優遇措置					
	1級	2級	3級	内 容	窓 口
所得税・住民税	○	○	○	納税者自身または、控除対象配偶者や扶養親族が手帳所持の場合、所得金額から級に応じた額が控除されます。	所得税は税務署 住民税は市町の税担当課 給与所得者の場合 勤務先の給与担当
相続税	○	○	○	障害者が相続した場合、税額から年齢及び級に応じた額が控除されます。	税務署
自動車税・ 自動車取得税	○			本人または生計を同一する人が、専ら障害者の通院等のために使用する場合減免されます。	県税事務所 市町の税務担当課
タクシー・バス 運賃の割引	○	○	○	タクシー・バス会社のご協力によりますので、割引内容については運行会社にお問い合わせください。	佐賀県タクシー・ バス協会
福祉タクシー	○	※		外出時のタクシー利用を補助する目的で料金の一部を助成する等の制度です。 ※市町により対象等級・内容が異なります。	市町の福祉担当課

その他の優遇措置については、相談窓口におたずねください

☆症状の進行により、身体機能に障害が現れた場合には「身体障害者手帳」の取得も検討できます。

2 自立支援医療(精神通院医療)

相談窓口 P.34参照

認知症を含む精神疾患のため通院による治療を受ける場合、通院医療費の負担が軽減されます(入院医療費は対象になりません)。自己負担は原則1割(所得や疾患の種類に応じて、上限額設定)。

●医療費の助成

①自立支援医療費(精神通院医療)の支給

自立支援医療制度(精神通院)は、精神の疾患により通院治療を受けている方が、医療機関で保険診療を受けた際にその保険の種類にかかわらず、医療費の一部を公費で負担する制度です。自己負担は原則1割。ただし、疾病の程度や「世帯」の所得の状況に応じて自己負担額に上限が設けられます。有効期限は原則1年間です。

②障害者の後期高齢者医療制度による医療

65歳以上で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度による医療を受けることができます。

●対象者

65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1・2級

3 障害年金・特別障害者手当

障害基礎年金・障害厚生年金

年金加入中に病気やけがをし、障害が残り、日常生活や労働に支障が出た時支給されます。

★原則は65歳までに年金請求することが必要。しかし、その他にも特例がありますので詳しくは相談窓口にご相談ください。

★障害者手帳と障害年金は、別の制度ですので、それぞれ申請が必要です。

★障害者手帳の等級と障害年金の等級は異なります。

●受給の条件

①初診日時点で年金に加入している

②保険料を一定期間払っている

年金加入日において65歳未満であり、初診日のある月の前々日までの1年間に保険料の未納がないこと。また、年金加入期間(被保険者期間)の内、納付期間と免除期間を合算した期間の3分の2以上の保険料を払っていること。

③障害の状態が一定以上である

障害認定日(傷病の状態が治った(固定した)日または初診日から1年6カ月経過した日)に障害認定基準の1級または2級の障害の状態にあること。

※1級または2級に該当しない場合でも、その後状態が悪化して、65歳までに該当すれば受けられる場合があります。(事後重症)

※障害厚生年金の場合は、障害の状態が2級以下でも受けられる場合があります。

特別障害者手当

在宅の20歳以上であって、著しく重度の障害状態(精神または身体)にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。(所得や扶養人数により利用できる方の制限があります)



4 障害者総合支援法によるサービス

相談窓口 P.35参照

障害者及び障害児が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行い、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として「障害者総合支援法」が施行されました。

障害者総合支援法では障害者の範囲に難病等の方が加わり、身体障害者手帳等の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスが利用できるようになりました。

★ 2018年4月1日時点で、難病は359疾病が対象です。



利用者負担

原則としてサービスに要した費用(食費、光熱水費を除く)の1割を上限に、負担能力に応じて支払います。ただし、世帯の所得によって支払う額の上限が設定されています。また、食費、光熱水費の実費負担については、減免措置が設けられていますので、市町担当課までお問い合わせください。

介護保険サービスとの関連

介護保険の認定を受けられる方で障害者福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスが優先されます。しかし、介護保険サービスには相当するサービスがない、障害者福祉サービス固有のサービスと認められたものについては利用できます。



9 その他の保障・サービス

1 生命保険

生命保険と言っても、さまざまな種類があり複雑です。「主契約」と「特約」の部分ごとに分けてみると、理解しやすくなります。

加入時期、加入会社によって内容が異なりますので、加入している保険の保険証券、約款、契約のしおり等を確認しましょう。認知症に関する保障の有無については、契約している保険会社に問い合わせてください。

●認知症に関する生命保険について

高度障害保険金	高度障害保険金の受け取り対象となる高度障害状態として、「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」の項目がありますが、重度の認知症はこの項目に該当する場合があります。具体的な該当要件については、生命保険会社にお問い合わせください。 通常、高度障害保険金を受け取ると契約は消滅します。
介護保険	生命保険会社が取り扱う介護保険は、保険契約に定める所定の要介護状態に該当すると、契約時に定めた金額を受け取ることになります。（年齢制限なし）

2 住宅ローンの債務弁済(支払い免除)

住宅ローンを契約する場合、ローンを組む銀行等は融資に関する保証機関への加入を同時契約していることが多いようです。たとえば、住宅支援機構(旧住宅金融公庫)では、債務者が返済中に高度障害状態になった場合、債務弁済(支払い免除)となっています。その要項に、高度障害状態とは、「中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とあり、認知症の人はこれに該当する場合がありますと考えられます。

ただし、契約した時の住宅ローンによって内容が異なりますので、融資を受けた金融機関等の窓口にお問い合わせください。

☆高度障害状態になってから3年以内に提出しないと請求権がなくなる場合もあり、注意が必要です。



3 生活保護

相談窓口 P.35参照

国や自治体が経済的に困窮する国民に対して、生活保護費の支給など、最低限度の生活を保障する制度です。基準となる最低生活費と保護を必要とする人の収入を比較し、収入が最低生活費を下回る場合に、不足分が支給されます。



4 所得税等の申告にかかる控除

相談窓口 P.35参照

●障害者控除

申告する本人または、控除対象配偶者や扶養親族が、「精神障害者保健福祉手帳」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」のいずれかの交付を受けている場合、所得税や住民税の『障害者控除』として、一定の金額を所得から控除することができます。なお、障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、65歳以上の方で、これらの障害に準ずる者として市町村長の認定を受けていれば、控除の対象となることもあります。

●医療費控除

本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

【算出方法】

$$\text{申告対象年中に支払った医療費の合計額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または* 合計所得金額の5\%} = \text{医療費控除額}$$

* 合計所得金額が200万円未満の人は、合計所得金額の5% (最高200万円)

●申請手続き

申告対象年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の領収書を確定申告書に添付し、所轄税務署長に対して提出してください。

●介護保険制度を利用した場合の医療費控除

介護保険サービスの自己負担分について、医療費控除の対象になるものがあります。医療費控除は、医師や看護師により提供される介護保険サービスが対象ですが、その他の介護保険サービスにも、例外的に条件付で医療費控除の対象となるものがあります。対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されています。

☆詳細については、最寄の税務署にお問い合わせください。

5 成年後見制度

相談窓口 地域包括支援センター P.34参照

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方の預貯金管理など(財産管理)や日常生活でのさまざまな契約(身上監護)を支援する制度です。



●成年後見制度による支援

財産管理

不動産の処分、遺産分割など財産に関する契約、本人の預貯金の管理、公共料金の支払いなどの支援です。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続や費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約の支援です。

6 福祉サービス利用援助事業

相談窓口 社会福祉協議会 P.35参照

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

●利用対象者

認知症高齢者の人、知的障害者、精神障害者等で、日常生活を営むうえで必要なサービス利用の手続きを、適切に行うことが困難な方で、本事業の契約について判断能力がある方です。

●サービス内容

- 福祉サービスを上手に活用するための情報提供や利用手続きの支援
- 公共料金等の支払いや年金受領など、日常的なお金の管理支援
- 通帳や証書など、大切な書類の保管(貸金庫利用)



●利用料(鳥栖・三養基地区の場合)

- 相談や支援計画の作成費用はすべて無料です。
- 契約後、生活支援員が支援計画に基づき支援するときに、利用料と交通費がかかります。
- 利用料:1時間まで1,200円(以降30分毎600円)

交通費:1km 37円

貸金庫:1ヵ月 実費

(生活保護世帯については利用料免除。ただし、貸金庫利用は利用料がかかります。)

7 介護休業制度(介護する家族のための制度)

労働者が仕事と家族の介護を両立できるように支援する労働基準法上の制度です。この制度を利用して、家族の介護のために退職することを回避することを検討してください。

配偶者・父母・孫・配偶者の父母など、家族の介護をする時に利用できます。

介護対象者1人について、通算して93日まで、3回を上限として分割して休業できる制度です。

取得期間の解雇は禁止されていますので、安心して利用しましょう。

介護休業期間は無給ですが、介護休業給付が受けられます。

なお、短時間勤務制度等の利用については、事業主に確認してください。

※介護休業給付

被保険者が、家族を介護するための介護休業を取得し易く、また、職場復帰を円滑にするための給付で、雇用保険から給与の67%が休業開始から3か月間支給されます。

給付は、申請によって受けられますが、申請期限がありますので注意してください。事業主または、被保険者が事業所所管のハローワークに申請します。

8 子どもへの支援

相談窓口 各教育委員会 P.36参照

●経済的支援

経済状況により教育費の支払いが困難になった場合には、子どもの就学を支援する制度があります。詳しくは学校や教育委員会等にお問い合わせください。

●子どもの理解

親が認知症になった場合、子ども達への影響も大きいと考えられます。親が子どもにつらく当たってしまい、中には病気を受け入れることができず、子どもが非行に走ったり、受験と重なって危機的な状況に陥る場合もあります。また「遺伝するのでは」と悩む子どももいます。

子どもには主治医や学校、家庭と相談しながら、病気の症状であることや、対応方法についてわかるように、説明していく必要があります。



9 母子父子寡婦福祉資金貸付

相談窓口 P.36参照

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方の経済的な自立や、扶養している子どもの福祉増進を支援する制度です。この貸付は「配偶者が精神または身体の障害により、長期間働けない方」が対象となっているため、認知症の配偶者を介護する方の利用が可能です。

10 介護保険制度

相談窓口 介護保険課（裏表紙）参照
市町の介護保険担当窓口 P.37参照

介護保険制度は、高齢者が「介護が必要になっても尊厳をもって、できる限り自立した日常生活が送れる」ように、利用者の状況に合わせて必要なサービスを総合的に提供する仕組みです。

●特別な事情がないのに、介護保険料を滞納していると「給付制限」※がかかります。

※「給付制限」……介護保険料を滞納した期間に応じて、自己負担等が増えるなどの制限が課せられます。

1 介護保険サービスと事業対象者

サービスを利用する場合は、基本チェックリストの実施または要介護認定の申請が必要で、事業対象者、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた後、ケアプランに基づきサービスを利用します。

●65歳以上で事業対象者・要支援・要介護状態にある人

●40歳以上65歳未満で、特定疾病が原因で要支援・要介護状態にある方

※特定疾病については、お住まいの市町の介護保険担当課もしくは地域包括支援センターにおたずねください。

※サービスの利用内容によって様々の加算があります。

※2018年4月に共生型サービスが創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。（鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。（2019年3月時点））

1カ月の居宅サービスの支給限度額 (2019年3月時点)

要介護状態区分	支給限度額	自己負担額
事業対象者	50,030円	5,003円
要支援 1	50,030円	5,003円
要支援 2	104,730円	10,473円
要介護 1	166,920円	16,692円
要介護 2	196,160円	19,616円
要介護 3	269,310円	26,931円
要介護 4	308,060円	30,806円
要介護 5	360,650円	36,065円

上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

居宅サービスの費用について

居宅サービス（居宅を訪問してもらう訪問系サービス・施設に通って受ける通所系サービス）は組み合わせて利用できます。

居宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は、所得に応じて1割、2割、3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担になります。

「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業所」のちがいは？

★「地域包括支援センター」

高齢者の生活を総合的に支える総合相談窓口です。介護に関する疑問や、虐待のことや成年後見制度のことなど悩みがある場合には、気軽に相談してみましょう。

「事業対象者・要支援1・2」と判定された方の介護予防プランを作成します。

「非該当」と判定された方は、介護予防事業の参加について相談しましょう。

★「居宅介護支援事業所」

ケアマネジャーが所属する事務所です。

「要介護1～5」と判定された方のケアプランを作成します。

2 高額介護サービス費

同一世帯で、同じ月に利用した介護保険サービス費の利用者負担の合計が高額となり、一定額を超えた場合には、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、払い戻されます。

※施設サービスの居住費、食費、日常生活費や福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外です。

★申請が必要です。

3 高額医療・高額介護合算制度

相談窓口 P.34参照

医療費と介護保険サービス費の両方の負担があることによって、家計の負担が重くなっている場合にその負担を軽減するため、設けられた制度です。

この制度では、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について1年間に（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって負担限度額を超えた金額が支給されます。★申請が必要です。

4 介護保険で利用可能な主なサービス

施設サービス

※要支援1・2の人及び事業対象者は利用できません。

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所できます。日常生活上の支援や介護が受けられます。※原則として要介護3以上の人が対象です。
介護老人保健施設	症状が安定している人が、在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護などが受けられます。
介護療養型医療施設	医療・看護・介護・リハビリが受けられます。
介護医療院	長期療養を必要とする人のための施設で、医療のほか生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。※2018年4月から、介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。（2019年3月時点）

地域密着型サービス

住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じたサービスが受けられます。

	サービスの種類	サービスの内容
認知症の人を対象としたサービス	「認知症対応型通所介護」 「介護予防認知症対応型通所介護」	認知症の人を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
	「認知症対応型共同生活介護」 「介護予防認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）	認知症高齢者が、スタッフによる食事、入浴、排泄の介護を受けながら、共同生活する住宅です。（要支援1は対象外）
多機能なサービス	「小規模多機能型居宅介護」 「介護予防小規模多機能型居宅介護」 ★このサービスを利用している間は、一部のサービスが併用できません。	通いを中心に利用者の様態に応じて、訪問や泊まりのサービスの組み合わせを提供することで、居宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

「地域密着型通所介護」「看護小規模多機能型居宅介護」（P.26参照）

居宅サービス

●要介護 1 ～ 5 の人が利用できるサービス

サービスの種類	サービスの内容
①訪問介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが居宅を訪問して、利用者が自立した生活を継続できるように食事・入浴・排泄等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活支援、通院等を目的とした乗降介助を行います。
②訪問入浴介護	居宅で入浴が困難な方を対象に、介護職員と看護職員が移動入浴車などを居宅に持ち込み、入浴の介助を行います。
③訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるようリハビリテーション（機能訓練）を行います。
④訪問看護	病気を抱えている人へ、訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
⑤看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行います。 ※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。（2019年3月時点）
⑥居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導をします。
⑦通所介護（デイサービス）	通所介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、利用者が自立した生活ができるように機能訓練などを日帰りで行います。
⑧地域密着型通所介護	（⑧は定員 18 人以下）
⑨通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排泄などの介護や、利用者が自立した生活ができるよう生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
⑩短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練など行います。
⑪短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	
⑫特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●生活環境を整えるサービス（要支援 1・2 と要介護 1 ～ 5 の人が利用可能です）

サービスの種類	サービスの内容
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるため、福祉用具の貸出しをします。 ※保険給付の対象とならない福祉用具があるので、ケアマネジャーにご相談ください。 ※指定事業者からレンタル（貸与）した時に、レンタル費を支給します。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	★事前申請が必要です。 入浴や排泄などに使用する福祉用具の販売をします。 ※指定事業者から購入した時、購入費の一部を支給します。
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	★事前申請が必要です。 手すりの取り付け、段差解消など住宅改修をする際の費用を 20 万円を上限に費用の 7 割から 9 割を支給します。 ※事前登録している住宅改修事業者に依頼した時に支給します。

事業対象者および、要支援 1・2 の人が利用できるサービスについては「介護保険ガイドブック（平成 30 年度版以降）」の冊子をご参照ください。

認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活をしていくために、認知症の人やその家族に関わり、早期診断・早期対応をサポートするチームです。

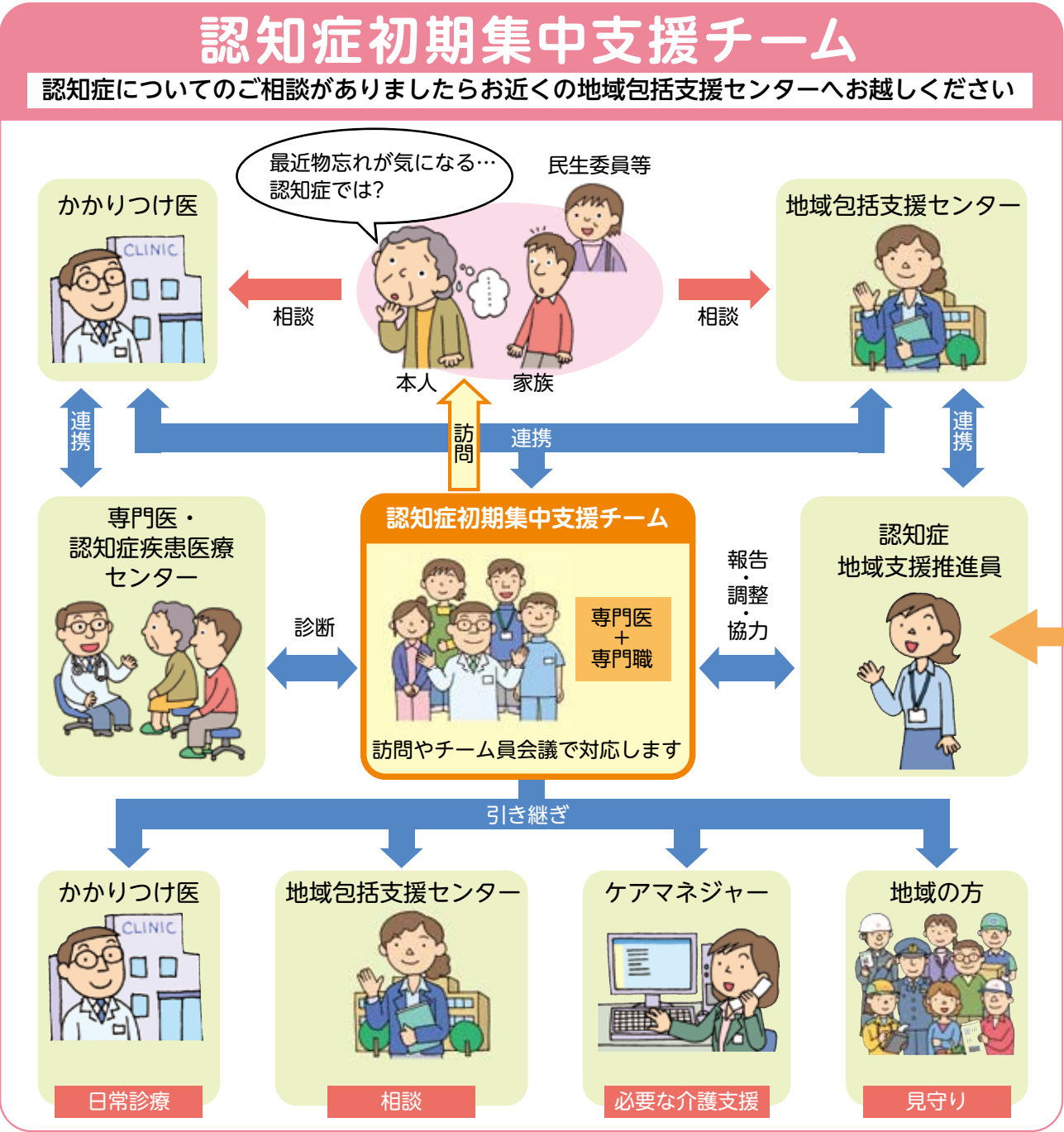
★地域包括支援センターには、**認知症地域支援推進員**を配置しています

認知症地域支援推進員の役割

①認知症の人やその家族の相談支援を行います。

②住民の方に身近な病気として認知症を理解していただく活動を行います（認知症サポーター養成講座など）。

③認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるように、医療機関等関係機関へのつなぎや連携調整を行います。



地域密着型サービス一覧表

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地図番号欄の数字や記号は P.32、P.33 の地図に掲載

地図番号	施設名	所在地	電話番号	敷金等の有無	施設での看取り	通所介護の有無	短期利用の有無	毎月の利用料金の目安 (要介護2の場合の30日計算)(介護保険1割負担、家賃、食材料費、水道光熱費、生活用品費等含む)
1	グループホーム 喜楽	鳥栖市 弥生が丘1丁目	0942-81-5550	×	○	×	×	104,490円
2	グループホーム 喜楽Ⅱ	鳥栖市 弥生が丘2丁目	0942-83-8855	×	○	×	×	104,490円
3	グループホーム けいしん	鳥栖市飯田町	0942-81-1185	×	○	×	×	93,450円
4	グループホーム こもれび	鳥栖市田代昌町	0942-87-3456	×	○	×	×	130,000~140,000円
5	グループホーム 安心とどろき	鳥栖市轟木町	0942-85-8907	×	○	×	×	100,000円程度
6	グループホーム さくらの樹	鳥栖市 弥生が丘4丁目	0942-82-5777	×	○	×	×	108,120円
7	グループホーム すむのさと	鳥栖市高田町	0942-84-5888	×	×	×	○	105,000円
8	グループホーム 大樹	鳥栖市萱方町	0942-87-3561	×	○	×	×	132,271円
9	グループホーム お元気ハウス	鳥栖市宿町	0942-84-3216	×	○	×	○	94,650円
10	グループホーム 「かがやきの里」とどろき	鳥栖市轟木町	0942-84-4577	×	○	×	○	124,460円
11	グループホーム どうあん	鳥栖市山浦町	0942-81-2022	×	×	×	×	110,000円程度
12	グループホーム なの花	鳥栖市桜町	0942-87-8528	○	○	○	×	110,000円前後
13	ニチイケアセンター 鳥栖	鳥栖市大正町	0942-81-5161	○	○	○	×	120,994円
14	グループホーム きぼう原古賀センター	鳥栖市原古賀町	0942-84-6427	×	○	×	×	103,797円
15	グループホーム くのうえ	鳥栖市 蔵上3丁目	0942-80-6900	×	○	×	×	116,031円
16	グループホーム みどりヶ丘	鳥栖市山浦町	0942-87-3232	○	○	×	×	99,764円
17	グループホーム めぐみ	鳥栖市儀徳町	0942-48-1033	×	○	×	×	100,000~110,000円
18	グループホーム クオーレ基山	基山町大字宮浦	0942-81-7455	×	○	○	×	109,350円
19	グループホーム 風のふく丘3ヶ敷	基山町大字園部	0942-81-7814	○	○	×	×	約100,000円

地図番号	施設名	所在地	電話番号	敷金等の有無	施設での看取り	通所介護の有無	短期利用の有無	毎月の利用料金の目安 (要介護2の場合の30日計算)(介護保険1割負担、家賃、食材料費、水道光熱費、生活用品費等含む)
20	グループホーム きらら	みやき町 大字原古賀	0942-94-9222	×	○	×	×	108,564円
21	グループホーム 安心なかばる	みやき町 大字原古賀	0942-94-5331	×	○	×	×	105,386円
22	グループホーム ありがとー	みやき町 大字天建寺	0942-81-9181	×	○	×	×	97,786円
23	グループホーム いっぱ	みやき町 大字蓼原	0942-94-9188	×	○	×	×	107,437円
24	グループホーム ひまわりの郷	みやき町 大字寄人	0942-81-9097	×	○	×	×	106,164円
25	グループホーム 和が家	みやき町 大字中津隈	0942-89-2133	○	○	×	×	99,764円
26	グループホーム 安心 いちたけ	みやき町 大字市武	0942-96-4737	×	○	×	×	110,000~120,000円
27	グループホーム 安心 しらかべ	みやき町 大字白壁	0942-89-3007	×	○	×	×	約110,000円前後
28	さがケアセンター そよ風	上峰町大字坊所	0952-55-6050	×	○	×	×	117,197円
29	グループホーム さくらんぼ	上峰町大字堤	0952-52-0208	×	○	×	×	105,960円
30	グループホーム のぎく	上峰町大字前牟田	0952-52-4973	×	×	×	×	100,653円
31	グループホーム のぎく 「かがやきの里」かみみね	上峰町大字前牟田	0952-53-5735	×	×	×	×	110,000円

(料金の目安について)

※ 2018 年 9 月 30 日時点の目安の金額です。

※毎月の利用料金の目安には、利用者の方のお体の状態等により、介護保険の加算やオムツ代などが加算されます。また、介護保険制度改正により、介護保険の自己負担割合が 1 割、2 割、3 割と所得段階に応じて違いますので、詳しくは各事業所へ直接お問い合わせください。

※月ごとの費用が一定額を超える場合、利用者の方の所得段階に応じて高額介護サービス費として払い戻しされることがあります。

●認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

地図番号	施設名	所在地	電話番号
12	グループホーム なの花	鳥栖市桜町	0942-87-8528
13	ニチイケアセンター 鳥栖	鳥栖市大正町	0942-81-5161
18	グループホーム クオーレ基山	基山町大字宮浦	0942-81-7455

●認知症対応型通所介護

地図番号	施設名	所在地	電話番号	宿泊の有無	その他
32	デイサービスセンター ほほえみ夢工房	鳥栖市田代外町	0942-83-0186	×	

●小規模多機能型居宅介護

地図番号	施設名	所在地	電話番号
A	小規模多機能介護事業所 いちょうの樹どうあん	鳥栖市山浦町	0942-87-7007
B	小規模多機能ホーム お元気横丁	鳥栖市宿町	0942-84-3216
C	小規模多機能型居宅介護 遊喜	鳥栖市本鳥栖町	0942-50-8701
D	小規模多機能型居宅介護 たんぽぽ	みやき町大字東尾	0942-89-3889
E	小規模多機能きぼう原古賀センター	鳥栖市原古賀町	0942-83-7926
F	小規模多機能型居宅介護 はらだ会 陽光の里	鳥栖市鎗田町	0942-80-5533

●サテライト型小規模多機能型居宅介護

地図番号	施設名	所在地	電話番号
G	小規模多機能きぼう蔵上センター	鳥栖市蔵上町	0942-80-3463
H	小規模多機能きぼう基山センター	基山町大字園部	0942-80-2750

*詳細は各施設にお問い合わせください。

警察への相談

★認知症の人と車の運転に関することは P.38 を参照

外へ出たままいなくなったことに気がついたときは…

110番するか鳥栖警察署最寄りの交番または駐在所へご連絡ください。

認知症と診断されたときの車の運転について。

すぐに最寄りの警察署にご相談ください！ 鳥栖警察署(0942-83-2131)

交番及び駐在所の住所

	名称	住所	電話
交番	鳥栖駅前交番	鳥栖市京町668-20	0942-83-3398
	曾根崎交番	鳥栖市曾根崎町1445-8	0942-83-4506
	田代交番	鳥栖市田代本町933-1	0942-83-9865
	鳥栖西交番	鳥栖市原古賀町207-2	0942-82-5076
	東尾交番	三養基郡みやき町大字東尾736-8	0942-89-2101
	基山交番	三養基郡基山町大字宮浦963-5	0942-92-2018
警察官駐在所	平田警察官駐在所	鳥栖市平田町3106-26	0942-83-1554
	村田警察官駐在所	鳥栖市村田町314-1	0942-83-2181
	儀徳警察官駐在所	鳥栖市儀徳町2709-1	0942-83-7712
	中原警察官駐在所	三養基郡みやき町大字蓑原992-4	0942-94-2266
	持丸警察官駐在所	三養基郡みやき町大字天建寺232	0942-96-2249
	三根警察官駐在所	三養基郡みやき町大字市武857-8	0942-96-2135
	坊所警察官駐在所	三養基郡上峰町大字坊所2550-6	0952-52-1375

認知症の人の 介護なるほど 10ヶ条

介護する人の健康管理や精神的なストレスを発散させることも大切です。家族で役割分担をしたり、同じような介護をしている家族の方々と、話し合う機会をもったり、さまざまな保健福祉サービスを上手に利用して、介護していきましょう。

介護のポイント

知るは力なり

介護は、認知症の症状についての正しい知識をもつことから始まります。アルツハイマー型？レビー小体型？など。



割り切り上手に

認知症は、病気と割り切りましょう。対応する介護者が興奮すると、認知症の人にも伝わります。笑顔や穏やかな心も伝わります。



時には役者に

錯覚や間違っただけの思い込みを否定しても反発を増すだけです。本人に合わせて安心感が持てる言葉を工夫しましょう。



全力投球はしない

全力投球は、途中で息切れします。肩の力を抜いて、ゆったりとした介護をこころがけましょう。



隠すよりオープンに

今では、認知症はありふれた病気です。近所や周囲の人に知ってもらおう事で、協力が得られるかもしれません。



借りる手は多いほど楽

介護をひとりで抱えこんでいませんか。介護も手分けが大切です。地域のサービスを利用しましょう。認知症の人は、介護者が病気になることを望んではいません。



仲間を見つけて、悩みの共有を

同じような介護をしている人達と話をしてみましょう。精神的な支えや介護のアドバイスを得られることがあります。



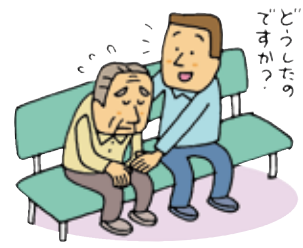
ペースは合わせるもの

認知症の人には、その人のペースがあります。急がせないこと、驚かせないことをこころがけ、ペースを合わせて付き合しましょう。



相手の立場で考えよう

全ての人には、プライドがあり、認知障害があっても大人の人間です。その人の人格を認める介護をこころがけましょう。

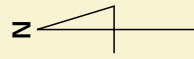


介護者の健康管理にも気をつけて

介護者自身の健康管理にも気をつけて、自分の人生も大切にしていきましょう。

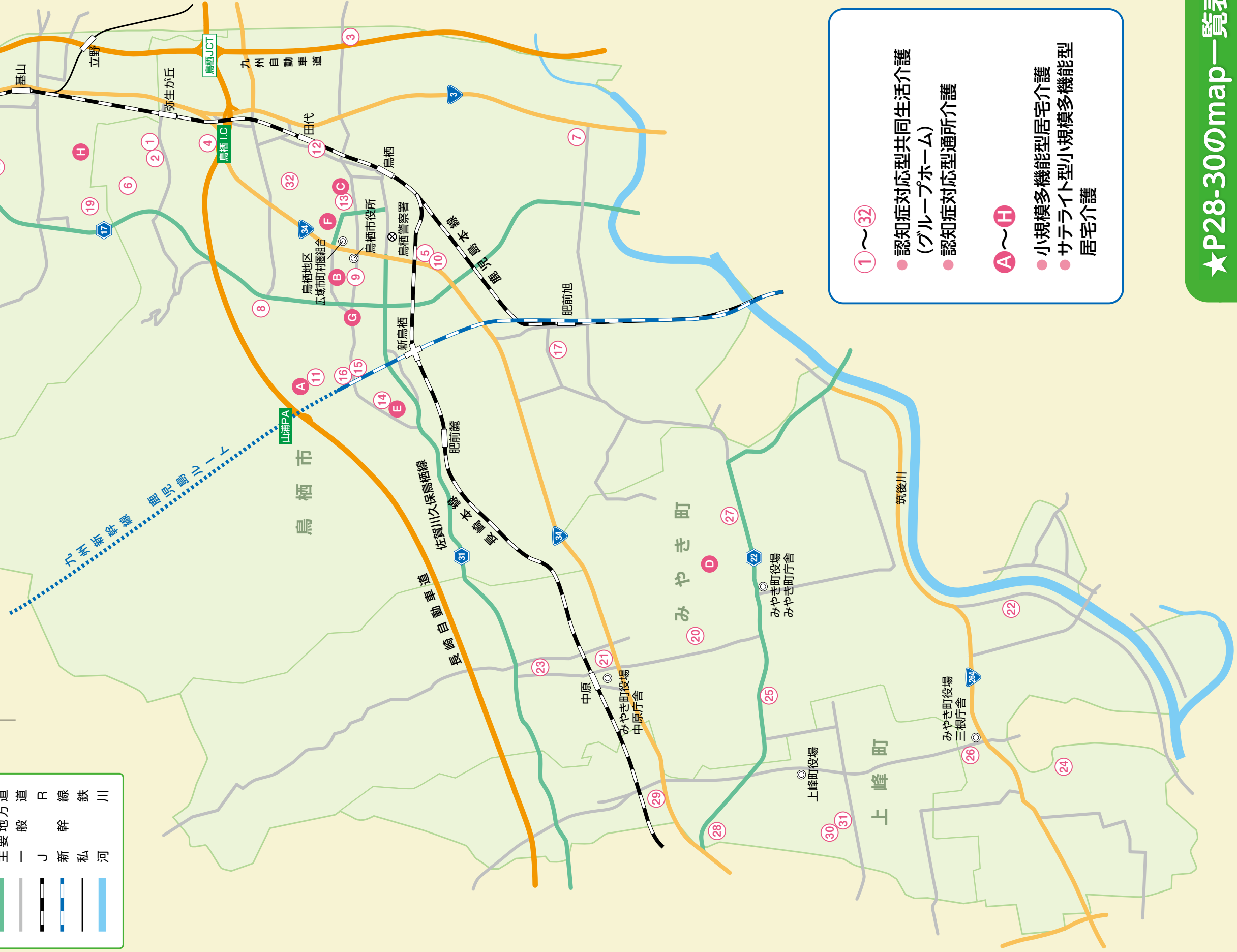


認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)等の所在地図



凡例

- | | | | | | | | |
|------|----|-------|-----|----|-----|----|----|
| 高速道路 | 国道 | 主要地方道 | 一般道 | J道 | 新幹線 | 私鉄 | 河川 |
| | | | | | | | |



- ①～③②
- 認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)
- 認知症対応型通所介護
- A～H
- 小規模多機能型居宅介護
- サテライト型小規模多機能型
居宅介護

★P28-30のmap一覧表

11 相談窓口一覧表

●地域包括支援センター

市町	事業所名	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方			
●鳥栖・鳥栖北地区	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	0942-81-3113	
●田代・基里地区	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	0942-82-2041	
●若葉・弥生が丘地区	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	0942-85-8721	
●麓・旭地区	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	0942-82-2188	
基山町にお住まいの方	基山地区地域包括支援センター	0942-81-7039	
みやき町にお住まいの方	みやき町地域包括支援センター	0942-89-3371	
上峰町にお住まいの方	上峰地区地域包括支援センター	0952-52-5250	

●高額療養費、高額医療・高額介護合算制度

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市国保年金課 健康保険係	0942-85-3582	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 保険年金係 (2019年4月1日から)	0942-92-7934	2019年3月31日まで住民課保険年金係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町保健課 国保・医療担当	0942-94-5721	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 保険年金係	0952-52-7413	

●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療(精神通院医療)

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市社会福祉課 障害者福祉係	0942-85-3642	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 障がい福祉係 (2019年4月1日から)	0942-92-7964	2019年3月31日まで健康福祉課障がい福祉係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町環境福祉課 福祉担当	0942-94-5724	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 福祉介護係	0952-52-7413	

●住民税

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市税務課 市民税係	0942-85-3588	
基山町にお住まいの方	基山町税務課 住民税係	0942-92-7918	
みやき町にお住まいの方	みやき町税務課 賦課徴収担当	0942-94-5636	
上峰町にお住まいの方	上峰町税務課 課税係	0952-52-7411	

●県税

市町	担当課	電話番号	備考
佐賀県税事務所	自動車税課	0952-30-3161	

●公営住宅

市町	担当課	電話番号	備考
県営住宅(鳥栖・三養基郡)	株式会社 マベック鳥栖管理室	0942-81-3020	
鳥栖市	鳥栖市建設課 庶務住宅係	0942-85-3600	
基山町	基山町定住促進課 (2019年4月1日から)	0942-92-7920 (2019年4月1日から)	2019年3月31日までは建設課(0942-92-7963)が担当課です。

市町	担当課	電話番号	備考
みやき町	みやき町建設課 管理担当	0942-96-5531	
上峰町	上峰町建設課	0952-52-7414	

●障害年金

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市国保年金課 年金保険係	0942-85-3583	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 保険年金係 (2019年4月1日から)	0942-92-7934	2019年3月31日まで住民課保険年金係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町住民窓口課 住民担当	0942-94-5723	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 保険年金係	0952-52-7413	
鳥栖市・三養基郡にお住まいの方	佐賀年金事務所 街角の年金相談センター 鳥栖	0952-31-4191 0942-50-8151	予約専用電話 対面による年金相談のみ

●就労支援

市町	担当課	電話番号	備考
就労支援・雇用保険	ハローワーク鳥栖(鳥栖公共職業安定所)	0942-82-3108	
傷病手当金	全国健康保険協会 佐賀支部	0952-27-0611	
佐賀障害者職業センター		0952-24-8030	
障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人若楠 障害者就業・生活支援センターもしもしネット	0942-87-8976	

●障害者総合支援法によるサービス

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市社会福祉課 障害者福祉係	0942-85-3642	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 障がい福祉係 (2019年4月1日から)	0942-92-7964	2019年3月31日まで健康福祉課障がい福祉係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町環境福祉課 福祉担当	0942-94-5724	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 福祉介護係	0952-52-7413	
鳥栖市・三養基郡にお住まいの方	総合相談支援センター「キャッチ」	0942-87-8956	

●生活保護

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市社会福祉課 保護係	0942-85-3551	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 社会福祉係 (2019年4月1日から)	0942-92-7964	2019年3月31日まで健康福祉課社会福祉係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町環境福祉課 福祉担当	0942-94-5724	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 福祉介護係	0952-52-7413	

●所得税・贈与税の申告にかかわる控除

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市、三養基郡にお住まいの方	鳥栖税務署	0942-82-2185	

●福祉サービス利用援助事業(社会福祉協議会)

市町	電話番号	備考
鳥栖市社会福祉協議会	0942-85-3555	お住まいの地域の社会福祉協議会にご連絡ください。
基山町社会福祉協議会	0942-92-3311	
みやき町社会福祉協議会	0942-81-6161	
上峰町社会福祉協議会	0952-52-4930	

●子どもへの就学支援

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市教育委員会	0942-85-3520	
基山町にお住まいの方	基山町教育委員会	0942-92-7980	
みやき町にお住まいの方	みやき町教育委員会	0942-89-3052	
上峰町にお住まいの方	上峰町教育委員会	0952-52-3908	
佐賀県教育委員会	教育総務課	0952-25-7148・7223	
	こども未来課	0952-25-7381	

●母子父子寡婦福祉資金貸付

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市こども育成課 子育て支援係	0942-85-3552	
基山町にお住まいの方	基山町健康増進課 (2019年4月1日から)	0942-92-2045 (2019年4月1日から)	2019年3月31日までは こども課 子育て支援係 (0942-92-7968)が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町こども未来課 子ども福祉担当	0942-89-4097	
上峰町にお住まいの方	上峰町住民課 子育て支援係	0952-52-7412	

●精神的悩みや精神障害に関する相談

市町	担当課	電話番号
こころの健康相談・ 精神障害に関する相談	鳥栖保健福祉事務所 〔電話予約要〕	精神科医による相談 毎月(第1・第3木曜日)15時～17時 ☎0942-83-3579
	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
佐賀いのちの電話	☎0952-34-4343	年中無休 24時間
自殺予防いのちの電話	☎0120-738-556	毎月10日 8時～翌日8時
佐賀県自殺予防夜間相談	☎0120-400-337	年中無休 1時～7時
佐賀こころの電話	☎0952-73-5556	平日 9時～16時

●訪問販売などに関する相談(消費生活センター)

市町	担当課・電話番号	相談日・受付時間
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市 消費生活センター ☎0942-85-3800	毎日(月～金曜日) 9時～16時
基山町にお住まいの方	基山町住民課 暮らしの安全・安心係 ☎0942-92-2011(2019年4月1日から) ※ 2019年3月31日までは基山町産業振興課 商工観光係(0942-92-7945)が担当課です。	毎週(金曜日) 9時30分～15時30分
みやき町にお住まいの方	みやき町企画調整課 企画調整担当 ☎0942-89-1655	毎週(月・水曜日) 9時～12時、13時～15時
上峰町にお住まいの方	上峰町 総務課 総務係 ☎0952-52-2181	毎月(第2・第4金曜日) 9時30分～12時、13時～15時30分
お急ぎになる場合は	佐賀県消費生活センター ☎0952-24-0999	毎日(月～日曜日) 9時～17時

*相談日・受付時間は、2019年3月時点の情報であり、年度により変更になる場合があります。くわしくは、担当課へお問い合わせください。

●介護に関する知識や技術の啓発、福祉用具の展示 佐賀県在宅生活サポートセンター ☎0952-31-8655

●法律的な相談 法テラス佐賀 ☎050-3383-5510

●認知症に関する生命保険の問い合わせ ⇒契約している生命保険会社

●住宅ローンの支払い免除の問い合わせ ⇒融資を受けた金融機関

●市町の介護保険担当窓口

市町	担当課	電話番号	備考
鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市社会福祉課 高齢者福祉係	0942-85-3554	
基山町にお住まいの方	基山町福祉課 高齢福祉係(2019年4月1日から)	0942-92-7964	2019年3月31日まで健康福祉課 高齢福祉係が担当課です。
みやき町にお住まいの方	みやき町地域包括支援センター	0942-89-3371	
上峰町にお住まいの方	上峰町健康福祉課 福祉介護係	0952-52-7413	

公益社団法人 認知症の人と家族の会

1980年結成。全国47都道府県に支部があり、1万1千人の会員が励まし合い、助け合っ
て「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指しています。

《本部》

【住 所】〒602-8143 京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519 京都社会福祉会館内
【電 話】075-811-8418
「家族の会」電話相談 0120-294-456(フリーダイヤル)
毎週(月～金曜日)10時～15時(祝日休み)
ホームページ <http://www.alzheimer.or.jp>

●佐賀県支部

【住 所】〒841-0801 佐賀市駅前中央1-9-45三井生命ビル4階 佐賀県保険医協会内
【電 話】0952-30-8704(担当:森)
【F A X】0952-23-5218

●東部地区会

【住 所】〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537-1 フレスポ鳥栖2階 とす市民活動センター
【電 話】090-8220-8938(担当:神崎)
“認知症つどいかなろう会”
日時…毎月(第1土曜日)10時15分～12時30分
場所…とす市民活動センター 会議室

●佐賀県認知症コールセンター ●佐賀県若年性認知症支援センター

【電 話】0952-37-8545
【相談日】毎週(月～金曜日)(祝日、年末年始を除く)
【時 間】10時～16時

●若年性認知症の電話無料相談
(社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター)

【電 話】0800-100-2707(フリーダイヤル)
【相談日】毎週(月～土曜日)(祝日、年末年始を除く)
【時 間】10時～15時

●佐賀県認知症疾患医療センター

佐賀県では、4か所の医療機関を指定しています。

佐賀県認知症疾患医療センターの設置目的

認知症の早期の適切な診断、医療と介護の連携体制強化による認知症の方とその家族支援です。認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指します。

●東部地区 認知症疾患医療センター

所属	住所	電話番号
独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療センター	〒841-0192 神埼郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231

高齢や認知症になった時、自分自身・家族・周囲の人の安全を守るために、車の運転をどうしたらよいのでしょうか？

2017年の改正道路交通法では、75歳以上の方は、免許更新時や一定の交通違反などがあった場合は、認知機能検査を受け、「認知症のおそれがある」と判定された場合、医師の診断が義務付けられるようになりました。

診断の結果、認知症であることが判明した時は、免許の取り消し等の対象になります。

★家族が危険と感じる運転はないですか (定期的に運転チェックをしてみましょう)

以下7項目について、特に注意して観察し、こうした運転がみられた日付をメモし、その時に本人の様子などもメモしておく、主治医や警察署・免許センターに相談するのに役立ちます。

運転チェック	日付	日付	気づいたこと
1. センターラインを越える			
2. 路側帯（縁石）に乗り上げる			
3. 車庫入れ（指定枠内への駐車）に失敗する			
4. 普段通らない道に出ると、急に迷ったりパニック状態になったりする			
5. 車間距離が短くなる			
6. 車体にすり傷が多くなってきた			
7. その他			

※運転適性相談窓口：佐賀県運転免許センター ☎ 0952-98-2220
鳥栖警察署交通課 ☎ 0942-83-2131

●運転免許証の代わりに身分証明となるもの

一般的には、健康保険証やパスポートなどがあります。運転免許証を自主返納した方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。また、写真付きマイナンバーカードを取得すると、本人確認が必要なときに、公的な身分証明書として利用することもできます。

★ご本人の運転の「目的」や「意味」などについてよく聞いて、「運転する方の気持ち」を理解することが必要です。

■ 具体的にご本人の運転の代わりになる移動手段の確保について考える

- 家族・友人・知人で代わりに運転して下さる方がいますか？
- 買物で宅配サービスがありますか？
- お住まいの地域に、公共交通機関や移動サービスはどのようなものがありますか？

■ 運転の代替手段を確保する

- 公共交通機関（コミュニティバス・福祉バス） ● 病院や福祉施設の送迎バス
- 乗合バス ● 乗合タクシー ● 介護タクシー・福祉タクシー
- 自家用有償旅客運送（NPO法人などによる有償の運送サービスなど）

鳥栖地区広域市町村圏組合が取り組んでいる事業の紹介

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課の認知症対策事業

1. 「家族介護者交流会」を開設（2012年度から）
2. 「ものわすれ・よかよか相談室」を開設（2014年8月から）

各市町の広報や組合のホームページで案内します。

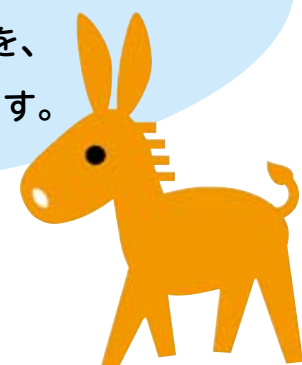
鳥栖地区広域市町村圏組合 ホームページ：<https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

あなたも認知症サポーター

現在「認知症サポーターキャラバン」が、
全国で展開されています。

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターを
一人でも増やし、安心して暮らせるまちを、
みんなでつくっていくことを目指しています。

- 「認知症サポーター養成講座」では、認知症の症状や認知症の人との接し方などを60分～90分程度、受講していただきます。詳しくはお住まいの市町村におたずねください。



ロバ隊長
「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです

お問い合わせは



鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

☎ 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316

ホームページアドレス

<https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>



●市役所、町役場の代表電話番号

市町名	電話番号
鳥栖市	0942-85-3500
基山町	0942-92-2011
みやき町	0942-89-1651
上峰町	0952-52-2181

●地域包括支援センター

事業者名	電話番号
鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	0942-81-3113
鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	0942-82-2041
鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	0942-85-8721
鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	0942-82-2188
基山地区地域包括支援センター	0942-81-7039
みやき町地域包括支援センター	0942-89-3371
上峰地区地域包括支援センター	0952-52-5250